

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年9月5日(2013.9.5)

【公表番号】特表2013-504373(P2013-504373A)

【公表日】平成25年2月7日(2013.2.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-007

【出願番号】特願2012-528816(P2012-528816)

【国際特許分類】

A 47 D 1/00 (2006.01)

【F I】

A 47 D 1/00

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月18日(2013.7.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

子供を座らせるための食事用椅子であって、

前記食事用椅子は、底部と背もたれを有する座席を具え、該底部は、該底部から延びる固定のセンターポストを有し、

前記食事用椅子は、或る高さで、前記座席を取付け及び支えるためのフレームを具え、前記底部が、前記フレーム上にある複数の固定された座席位置チャンネルの間で位置を調節することができ、該座席位置チャンネルは、各座席位置チャンネルの最後尾の端が上から下に向かって徐々に前方で終了するように延び、

前記シートのセンターポストに取付けられた着脱可能なトレイを具えることを特徴とする、

子供の食事用椅子。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項6】

前記安全ベルトが前記センターポストに取付けられる安全ベルトの紐を含む、請求項5の子供の食事用椅子。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項8】

前記座席ラッチングシステムが、

前記フレーム上にあるスライドバーを具え、前記スライドバーは、前記座席の位置を固定するためのチャンネルそれぞれと交差するように設けられ、ロック位置と解除位置の間の軸に沿って動くことが可能であり、前記スライドバーがロック位置にあるとき、前記座席が、それぞれの座席位置のチャンネル内でロックされており、前記スライドバーが解除

位置にあるとき、前記座席はそれぞれの座席位置のチャンネルから取外すことが可能であり、

前記スライドバーの末端に取付けられたボタンを具え、前記ボタンは、軸に沿って動き、1段目と2段目の位置の間で、前記スライドバーの軸に対して横向きであり、前記スライドバーは、前記ボタンが1段目にあるときは動くことができず、該ボタンが2段目にあるときは、ロック位置と解除位置の間をスライドすることができる、請求項7の子供の食事用椅子。